

平成27年度使用義務教育諸学校
教科用図書採択基準及び選定資料

福岡県教育委員会

平成 27 年度使用 義務教育諸学校教科用図書の採択基準

平成 27 年度使用教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する「教科書目録」に登載された教科用図書等の中から下記の基準に基づいて行うものとする。

また、採択に当たっては、別に定める「小学校教科用図書選定資料」等を基に十分な調査研究を行うとともに、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 21 年文部科学省告示第 33 号）の趣旨にも留意して、公正かつ適正な採択を期するものとする。

記

- 1 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める義務教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの
- 2 学習指導要領の定める目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの
- 3 地域の実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即し、かつ、指導に際して適切なもの

平成27年度使用 小学校教科用図書選定資料

1 教科用図書選定に当たっての調査研究の全体的観点

教科用図書は、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として、学校において使用しなければならないものである。

また、学校の教育課程は、学習指導要領を基準とすることとされている。

したがって、教科用図書の選定に当たっては、学習指導要領のねらいを踏まえて行うことを基本方針とする。

(1) 学習指導要領の基本的なねらい

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）は、教育基本法及び学校教育法の規定に則り、平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を踏まえ、次の3点を基本的なねらいとしている。

ア 教育基本法及び学校教育法の改正で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。

イ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する。また、これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、これを国語科のみならず各教科等において育成する。

ウ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、

先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童が感動を覚える教材の開発と活用などにより充実させる。また、体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を充実させる。

(2) 選定の基本的観点

ア 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な能力をはぐくむことができるように配慮されていること。

イ 自らの力で論理的に考え判断する力、自分の思いや考えを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培う学習がなされるように配慮されていること。

ウ 児童が知的好奇心・探究心をもって、自ら学ぶ意欲を高めるとともに、主体的に学ぶ力が身に付くように配慮されていること。

エ 我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培うように配慮されていること。

オ 他人を思いやる心、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、自然を愛する心などが育つ学習がなされるように配慮されていること。

2 各教科共通の選定の観点

(1) 内容の範囲及び程度

ア 教科の目標達成に結びつく内容になっていること。

イ 内容の程度は、その学年の児童の発達の段階に適応していること。

ウ 学習指導要領に示す教科及び学年の目標並びに学年の内容に示す事項を不足なく取り上げていること。

(2) 内容に関する配慮事項

ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導が

できるように配慮されていること。

イ 言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実について配慮されていること。

ウ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視されているとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるように配慮されていること。

エ 児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導への配慮がされていること。

オ 体験活動、実験・実習等は、安全・衛生面が配慮されていること。

カ 学習指導要領に示していない内容を取り上げている場合には、学習指導要領の趣旨に照らして不適切なところや児童が学習する上で支障が生ずるおそれがないように配慮されていること。

キ 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに関する事項が、授業時数から見て適切に配分されていること。

ク 各分野、領域及び内容に偏りがなく調和がとれていること。

(3) 使用上の便宜

ア 本文、問題、説明文、注、作品、挿絵、写真、図等は、学習を進める上で、関連を持たせて用意され、学習の深まりに有効に働くよう配置されていること。

イ 発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

(4) 印刷、製本等

印刷は鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間及び製本の様式、材料等が適切であること。

3 教科ごとの選定の観点

選定に当たっての基本的な観点は、以下に示すとおりとする。

なお、文中〔 〕で示した語句は、学習指導要領で使用されている項目である。